

重要なお知らせ

工事の着工について

令和7年4月1日に大規模な変更となる建築基準法及び建築物省エネ法の改正が施行されます。

施行日前に確認済証の交付を受けた建築物で、着工が施行日以後になる場合は、改正建築基準法に適合する変更を行い、計画変更等が必要となります。

このため、工事監理者、施行者におかれましては、このことに留意して工事監理又は施工していただきたいと思えます。

工事の着工とは次のとおりです。

- ・「杭打ち工事」「地盤改良工事」「山留め工事」又は「根切工事」に係る工事を開始すること。
- ・工事看板・仮囲いの設置工事、縄張り等は、着工とはなりませんので注意してください。

なお、工事の着工日を証明する、日付入りの写真等を保管しておくことをお勧めします。

ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

令和7年3月1日

株式会社 ジェイ・イー・サポート

TEL 広島本社: 082-836-3300

東京支店: 03-3254-7788

福岡支店: 092-753-7688